

災害（暴風・大雨・地震等）発生時における対応について

台風、大雨等による災害が予想される場合、又災害が発生した場合、児童の安全を第一として以下のように定めます。保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

（セコムメールが使用可能な場合は、セコムメールを活用します。）

保育所が休所になる場合

- ・保育所開所時、大阪府下に暴風警報（暴風雨警報）、特別警報が発令されている時
- ・保育開始前に大阪市内24区のいずれか1区でも震度5弱以上を観測した時
- ・公共交通機関（JR大阪環状線及びOsakaメトロ全線）が運休の場合

暴風警報が発令された場合

- 1 保育所開所時、大阪府下に暴風警報（暴風雨警報）・特別警報が発令されている時
 1. 保育所は臨時休所しています。解除になる迄自宅待機してください。
 2. 【警報が解除された場合】 保育所を再開しますが、職員の体制や建物の安全など保育が安全に提供できる確認が取れてからとなります。（解除後2時間を目安としています）
 3. 【10時以降に解除になった場合】 保育所を再開しますが、給食提供はできません。
職員体制がとれない事が考えられますので、お仕事を休まれたご家庭は家庭保育をお願いいたします。
- 2 保育時間中に暴風警報（暴風雨警報）または特別警報が発令された場合
安全に気を付けて、保護者（災害時引き取り予定者）がお迎えに来て下さい。

大雨・洪水警報が発令された場合

- 1 保育所開所時
 1. 特別警報（大雨）が発令されている場合、保育所は臨時休所となります。
 2. 大阪市が旭区に「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上を発令した場合は臨時休所となります。
- 2 保育時間中に特別警報・「警戒レベル3（高齢者等避難）」が発令された場合
安全に気を付けて、保護者（災害時引き取り予定者）がお迎えに来て下さい。

地震発生の場合

- 1 保育開始前
市内24区のいずれか1区でも震度5弱以上を観測された場合が臨時休所となります。
地震の程度（余震の状況）に応じて、保育の可否はセコムメールにてお知らせします。
- 2 保育時間中に地震が発生した場合
安全第一に避難をしますが保育所は臨時休所となります。地震の程度により二次災害も予想されるため、安全を確認の上、保護者（災害引き取り予定者）がお迎えに来てください。
- 3 保育終了後
市内24区のいずれか1区でも震度5弱以上を観測された場合、翌日保育所は臨時休所となります。
保育の可否については、施設内の被害状況、保育の体制確保を確認しセコムメールでお知らせします。

※ 災害発生時、児童の安全を第一に避難します。保護者の皆様は安全に気を付けお迎えをお願いいたします。
尚、お子さん全員の引き渡し完了するまでは、保育を継続します。